

歴史認識にみるラベリング

牛村 圭

漱石の至言

定義を下せばその定義のために定義を下されたものがピタリと糊細工のように硬張ってしまう。複雑な特性を簡単に纏める学者の手際と脳力には敬服しながらも、一方においてその迂闊を惜しまなければならぬような事が彼らの下した定義をみるとよくあります。

一九二一（明治四四）年八月、大阪朝日新聞社が企画した和歌山での講演で、夏目漱石は集まった聴衆の前にこう語った。のちに「現代日本の開化」として知られることとなる講演の、開始間もなくの発言である。前年夏の修善寺での吐血から病癒えての復活の舞台だったこの講演で、漱石は、「現代日本の開化」という演題を扱つにあたり、「今まで互に了解し得たとはかり考えていた言葉の意味が存外喰違つていたりあるい

は以ての外に漠然と曖昧であつたりするのはよくある事だから」、「開化」とはなにかという定義を下さず話を進めるのはよろしくない、と聴衆に注意をうながした。その上で、右に引いたように定義のもつ負の側面をもあわせて指摘したのだった。

翌年七月には明治から大正へと御代が替わつた。そのことをも思い合わせるならば、漱石のこの講演は明治という時代を締めくくる近代日本の文明論だったが、そこには漱石自身が開化と呼んだ文明への考察だけでなく、人文社会科学の学徒として心得ておくべき姿勢についてもいくつかの言及を認めることができる。とりわけ、漱石が説く定義の功罪については、この講演から一世紀以上の時を閲し、明治末年とは比べようもないほどの情報が氾濫し、その定義を求める向きが強い二十一世紀日本において、いつそう傾聴に値する発言と思えてくる。

「加害者はサイコパス」というラベリング

ここに引いた明治の文豪の言を私が思い出すきっかけとなったのは、この夏（平成二六年）起きたある事件への世間の一部に見られた反応を、専門家のまなざしで批判する、本誌『琅』主宰の宗内敦教授の一文（ブログ「二言、三言、世迷い言」平成二六年八月九日掲載）だった。

新聞の第一面に、地域の防災に取り組む市民活動が紹介されたり、著名人の訃報が大きく掲げられたりするときの世の中は、平穏である。円安が進行して物価上昇が懸念されるといふニュースも、読者に生活の不安を感じさせはするが心痛むことはあまりない。だが、第一面に報じられる大きな事故や尋常ではない事件は、痛ましい思いを読み手に抱かせる。今夏の紙面に載つたそういう事件の一つが、長崎県佐世保市で高校

一年生の女生徒が、同級生を殺害しその遺体を損壊するという事件だった。

宗内氏はこの佐世保事件を取りあげ、加害女生徒が「サイコパス」であるという分析が散見されることに注目し、「私にとっていっそうの驚愕と心痛は、すでに精神医学専門用語としては死語となっているはずの用語 (Psychopath: 精神病質) を用いて『加害少女はサイコパス (精神病質者)』だとするコメントが、マスコミ・ネット上に横溢している事である」と思いのうちのちを率直に記した。続いて、サイコパスの背景にある精神病質をめぐる研究史を、簡潔に紹介した。

精神病質という精神医学概念は、かつて確かに存在していた。それはある種の深刻な人格異常を示す患者に対して、原因の不明確さと治療の困難さを顕著に暗示(あるいは明示)し得る便宜的な臨床的有用性を持つが故に、とりわけ非行・犯罪の累犯者や猟奇的行動の惹起者に対する診断名として長く世界的に用いられた。しかし、この診断名は、早くから言われていたように、「精神障害のうちまだ分類されずに残っているものを受けいれる“くずかご”」(パートリッジ・G・K・一九三〇)として用いられるばかりで、いつかその有用性よりも、患者に対してひたすら治癒困難な“異常者”としてのレッテル貼り(ラベリング)をすることの有害性が反省されることとなり、一九八〇年代に入ってから、国際的に、専門用語の座から急速に下りることになった。それからすでに久しく、我が国も、まったく例外ではない。

心理学や精神医学専攻の学徒でないならば、こういうサイコパスをめぐる研究史を知らなくともやむを得まい。これまた報道各紙誌を賑わせた一件である、PCの遠隔操作で無関係の者複数を犯罪者に仕立てあげようとした張本人も、安易にサイコパスの語を用いて「私はサイコパス」と自身を形容していたことをも思ひ出す。

宗内教授が、冷静な筆致ながらも憂慮し強く批判するのは、こういう「安易なラベリング行為」を行なう者が、素人とどまらないことだった。「このサイコパスなる概念・用語が、この度の事件の加害少女を鬼畜のごとき異常者としてラベリングするために、マスコミ・ネット上でいとも安易に数多用いられている。ましてやそれが、興味本位の心なき人々だけの行為なら忍耐のうちにあるが、なんと、一見精神医学や臨床心理の専門家風情の人物のそれとしていくつか散見されるに及んでいることに、慄然とした」。

一世紀以前、漱石は定義という行為のもつ正と負の両面を、盛夏の講演会に集った一般聴衆に説いた。サイコパスもまた、ラベリングであると同時に、紛うことなき定義であろう。だが、今や克服されてしまった過去の定義であり、その定義を持ち出して諸事を論じるのは、精神医学の歴史の進歩を否定するに等しい行為と言えるのだろうか。

心理学の門外漢である私は、ここに部分的に引かせていただいた主張に納得することしきりであるが、さらに論を展開する素養は残念ながら持ち合わせてはいない。そこで、安易なラベリングを論ずる宗内教授の論者に触発を受けた一人として、同じような安直なレッテル貼りが横行する実例として昨今の歴史認識問題を取りあげ、考察を加えてみたいと思う。以下は、そのささやかな試みである。

醒めた目で近現代史を見る難しさ

平成二六年の夏は、旧日本軍による従軍慰安婦の強制連行があったとする二十年來の記事は虚偽の証言を

もとにしていた、として朝日新聞社が当該記事を取り消すという前代未聞の騒動があった。夏でもあった。その後、各紙誌による追加取材が加わり、強制連行はどうやらなかったという共通認識が国内で生まれつつある。しかしながら、従軍慰安婦がいたのは旧日本軍に限ったことではない、と政治家が公言すれば、道義的批判を受ける素地はまだ残っている。

これは、朝鮮人女性をも慰安婦としたという事実、そしてその前提である李朝朝鮮を廃し韓国を併合したという戦前の歴史に、戦後日本の多数派は負い目を感じているからではないか。たとえそれが、明治以降の近代化の過程で、近代化の師であった西洋列強の過去の行為 植民地をもつこと の忠実な模倣だったとしても。

戦争史のコンテクストのなかで、朝鮮半島との関連で日本の歴史を顧みれば、秀吉による朝鮮出兵が直ちに想起されよう。十六世紀後半、日本の一武将の領土的野心から大軍が海をこえて隣国に攻め入り、住民を殺戮し国土を荒らしたという史実は、従軍慰安婦がいたことを批判する倫理観を適応するならば、非難的となつて然るべきだろう。だが、今日、日本国内で秀吉を糾弾する言辞は、寡聞にして知らない。むしろ歴史上の人物としていつの時代でも人気者であり、テレビドラマにも頻繁に登場する。NHKにいたっては、同じ役者に演じさせるといふ工夫までこらしている。

では、秀吉は英雄、韓国併合は近代史の暗部、という捉え方の違いは何に起因するのか。おそらくそれは、歴史意識の連続性の有無によるのではないか。二十世紀の歴史は現在とつながっている。さきの大戦を実体験として語ることでできる歴史の生き証人も多数が健在であり、有形無形の連続性が存在する。近現代史というより同時代史という感触がある。当時の空気を実際に吸っていたのだから、喜怒哀楽の感情を抑えて二

十世紀の歴史を眺め、そして論じてみよ、と求めてみても難事となる。ここで思い出すのは、二十年ほど前に『朝日新聞』紙上で目にした、アメリカ史研究者の故・猿谷要の一文である。うろ覚えでその趣旨を記すならば、一九二三（大正一二）年生まれの氏は、子どものころ周囲の古老たちが江戸末期の日本を生き生きと語るのを聴いていた。長じてそのことを思い出したとき、幼い日の自分の周囲には幕末の歴史の生き証人がいたのだ、と今さらながら気付いたという。

今日、江戸から明治への激動の移行期を、醒めたまなざしのもとで論じることは可能である。負い目や憤慨といった感情から距離を置けない、ということはずまない。しかし、猿谷教授が聴いた古老の昔語りは、生き生きとしているだけでなく、当事者ゆえの感情が入り込んでいたことだろう。

歴史語りに投影された主観は、興味深さを加味する一方、事実を事実として把握したいと願う聞き手には、障碍にもなりうる。主観から脱せないのは語り手に限られたことではない。学び手もまた然りである。同時代史の意識が強ければ強いほど、対象となる史実から距離を置き、虚心に眺めることは難くなる。そういうときには、分かりやすく史実を解いてくれそうな表現に惹かれやすい。そして、表現の内実を吟味せず、歴史を把握する簡便な道具として手に取り、近現代史に向きあいがちになるのではないか。その便利な道具こそ、歴史認識の場でのラベリングに他ならない。

史観というラベリングが招く思考停止

英米をはじめとする諸国と矛を交え、負け戦となった大東亜戦争と呼称されたあの戦争までの自国の歩みをどう捉えればよいのか。これは戦後日本の大きな思想課題となった。期せずして、この難題に向きあつた

めの大きな素材を提供することとなったのが、日本の主要戦争犯罪人を裁くという名目のもとに開廷された極東国際軍事裁判（東京裁判）だった。

ポツダム宣言に明示された「戦争犯罪人の処罰」を企図した東京裁判は、連合国による対日占領政策の一環として実施された。本来は政治史、国際関係史の一齣で終わるはずだったが、二八名の被告個人（審理途中で一名は免訴、二名は病死、したがって判決を受けたのは二五名）を訴追する過程で戦前戦中の日本の歴史（一九二八年一月一日から一九四五年九月二日まで）をも法廷審理の俎上にのせたため、結果として日本近代史の解釈を施すこととなった。こうして戦後日本の精神史上に大きな刻印を残すにいたった。

占領軍によって歴史解釈の提示がなされたことを受け、「東京裁判史観」という表現が一九七〇年代後半から使われ始めた。保守論壇には、常に「東京裁判史観を克服しなければならぬ」と主張する一派がいる。問題なのは、その「東京裁判史観」とは何か？と問えば、克服主張論者たちの多くが、「東京裁判の場で検察側の論告や、公式判決に見られる日本を侵略国家として断罪した歴史観」といった趣旨を異口同音に答えることである。これではあまりにも大雑把であり、東京裁判についての不勉強を露呈している回答と言わざるを得ない。

検察側は五五の訴因をもって日本の国家指導者や高位の軍人たちを訴追した。その五五の訴因は、判決にあたり整理され一〇となった。決して追及が軽減されたのではないものの数の上では減り、起訴状にあった真珠湾への無通告攻撃などの訴因は消えた（開戦時の海軍大臣だった嶋田繁太郎被告が絞首刑ではなく、終身禁固の判決を受けた一因でもある）。

日本人被告を断罪するという基調に変わりはなかったが、このように検察側が提出した起訴状と公式判決とは少なからぬ違いを認めることができる。それを承知していれば、「東京裁判の場で検察側の論告や、公式判決に見られる」などのようにこの二つを同一視はできにくい。「東京裁判史観」というラベリングを用いることで、この裁判の内実を詳しく検討してみることが無意識のうちに放棄してしまっている、とは言えまいか。占領軍が課した史観の克服を目指し歴史の再考を掲げていたはずなのに、「東京裁判史観」というラベリングを用いた途端、その検証作業は停止してしまっているように思える。

ラベリングをめぐる恣意的発言

歴史認識問題が大きな関心と呼んだのは、二〇〇一（平成一三）年夏、自民党総裁選で、小泉純一郎候補が靖国神社参拝を公約に掲げた時からだったと記憶する。総裁選で当選し、その後首相となった彼は、靖国参拝を重ねていった（もっとも、終戦記念日に参拝したのは自民党総裁の任期を終える直前の平成一八年の夏一回だったが）。そして、東京裁判という国際法廷で裁かれた「A級戦争犯罪人」を祀る靖国へ出向くことは、大東亜戦争肯定につながる、という指弾を受けることとなった。

こういう批判に対し、当の総理は、平成一七年六月の衆議院予算委員会で、『A級戦犯』は戦争犯罪人と認識している」という発言で応え、犯罪人顕彰の目的で参拝しているのではない、という自説を開陳した。しかし、祀られている「A級戦犯」の御霊と、他の戦没者の御霊とを区別して参拝しているというこの主張は、個人的、すなわち恣意的解釈であり普遍性を欠くことは言うまでもない。そのため、首相の参拝は「A級戦犯」礼賛と解されるとして引き続いて国の内外から批判を浴びた。

『A級戦犯』は戦争犯罪人と認識している」と言う一方で、「A級戦犯」が祀られている靖国へ出向くとい

う行動は、総理の靖国参拝を非とする陣営にはもちろん、是とする人たちにとっても、理にかなった説明には成り得ていないものだった。

この「A級戦犯」というのも、東京裁判が遺したラベリングのひとつだろう。だが、このラベリングを用いながら、内容を正確に把握している人たちはどれほどいるのか、とも思う。ここでも、用いた途端にその語の内実を目を向けない一種の思考停止が生じているように感じられてならない。

「A級戦犯 (class A war criminals)」の「A級」は、「A級ライセンス」に用いられているような第一級とか最重要の意ではもとよりない。東京裁判の法的根拠となった英文の「極東国際軍事裁判所憲章」にある、(a) 平和に対する罪、という戦争犯罪の分類項目に該当する戦争犯罪人、の意である。等級を連想させる「級」ではなく、分類である「類」を用いて、「A類戦犯」を定訳としていたならば、今日東京裁判とは無縁の文脈で用いられる「郵政民営化の『A級戦犯』」などといった不謹慎な濫用は防げただろうと残念に思う。

さらに厄介なのは、出典である裁判所憲章を無視して「A級戦犯」を自己流に解し、論を展開する論者がいることである。驚くことに、思想史家の中にも見られる。「加害者はサイコパス」などという輩が精神医学や臨床心理学の専門家の中にまでいると知って「慄然とした」という宗内教授の驚愕に通じる類である。たとえば、徂徠や宣長など江戸思想史の専門家として知られる子安宣邦（大阪大学名誉教授）は、NHKのある討論番組の場で「私は、東京裁判を前提として『A級戦犯』と言うよりも、日本を戦争に導いた最高の責任を持った指導者たち、の意味で使っている」と言っていた。恣意的ラベリングに基づいた討論からは、実りある議論などとうてい望めないであろう。

「勝者の裁き」は冷徹たる事実

史実を精査してみようとはせず、その史実への反応を肯定否定の二分法で捉えようとする者もいる。そういう二元論者は、東京裁判を論じる者についても肯定派か否定派か、という観点から眺めようとする。つまり東京裁判肯定派は、この国際軍事裁判を「文明の裁き」だったとする一方、否定論者は一方的な「勝者の裁き」だったとする、という理解である。そして、この人は「文明の裁き」派だ、あの人は「勝者の裁き」派だ、とレッテルを貼って賛意を送る、あるいは批判を加える。史実に向かいながら、思考が停止している。ここでは、ジャーナリズムの一例を紹介したい。

現政権を担う安倍晋三首相は、東京裁判についても、公式の場で言い及ぶことがあった。平成二五年三月の衆議院予算委員会の席上、東京裁判について「大戦の総括は日本人自身の手でなく、いわば連合国側の勝者の判断によって断罪がなされた」と述べた。これに『毎日新聞』が早速触れた。

首相は第一次内閣で東京裁判を「受諾しており異議を述べる立場にない」と国会答弁しており、この方針は維持するとみられる。しかし東京裁判に懐疑的な見方を示したことは中韓両国などのほか、戦勝国の米国から批判が出る可能性もある。

総理の発言は東京裁判への懐疑的な見方であり、中韓のみならず米国からも批判が予想される、と結んだこの記者の筆致には、「勝者」による断罪」という表現に海外からの批判を招く可能性があり、一国の宰相が口にするのはよろしくない、という考えがうかがえる。「勝者の裁き」と言う者は東京裁判否定論者に違

ない、という二分法的な思いこみが看取できる。

ここで史実を確認するならば、対日降伏文書に調印した旧連合国十一か国という「勝者」が、「敗者」日本の二八名の被告を裁いたのが東京裁判の枠組みであり、勝者が判事席に座ったのだから「勝者の裁き」というのは事実として紛れもない。総理の前掲発言は、この事実に触れたに過ぎず、そもそも批判の対象に成り得るものではない。残念なのは「断罪」というマイナスの価値判断を想起させる語を使った点であり、「連合国側の勝者の判断によって裁かれた」であつたならば、過不足のない答弁だつたと思う。

「勝者による断罪」という東京裁判のとらえ方は、したがって、史実そのものの指摘であり、勉強不足のこの記者が総理の答弁から為にする議論を提示しようとしているにすぎない。都合良きようにラベリングに色を付け、批判を展開するという一例をここに見ることができ。

安易なラベリングをこえて

ふたたび漱石に戻る。本稿冒頭で引いたように「複雑な特性を簡単に纏め」たものが定義であり、ラベリングもその流れを汲む。漱石は、講演の別の箇所でも定義に言い及んでいる。

物があつてその物を説明するために定義を作るとなると勢いその物の変化を見越してその意味を含ましたものでなければいゆる杓子定規とかで一向気の利かない定義になつてしまいます・・・学者の下す定義には・・・鮮かに見えるが死んでいると評しなければならぬものがある・・・つまり変化をするものを捉えて変化を許さぬかの如くピタリと定義を下す・・・

漱石は「杓子定規とかで一向気の利かない定義」「鮮かに見えるが死んでいると評しなければならぬ(定義)」というように、学者が下す定義のもの足らなさを訴える。もっとも、漱石とて定義の有用さについては認めている。そのうえで、「変化を許さぬかの如くピタリと」定義を下す姿勢に疑義を呈しているのである。

歴史認識の場で安易にラベリングに依拠することは、思考の停止につながりかねないことをさきに指摘した。では、そういう弊害に陥らずにすむ術はあるのだろうか。私なりの提言を記して、稿を結ぶこととした。

複雑な近現代史を読み解くのは至難の業である。その時、既述のように歴史把握のための簡便な手段として、ラベリングを参考にすることがあつても構わないと思う。肝心なのはそこからだろう。概略をつかんだら、是非そのあとは一次史料に、せめて豊富な一次史料をもとに記された史書に、向きあいたい。東京裁判の例でいうならば、それは法廷速記録や裁判に関わつた者たちの日記や回想録などであり、開廷当時、新聞社の法廷記者団が記したレポート集も役立つ。こういう史料に接していれば、威勢のいいだけの書物や論理ではなく倫理で裁判を読み解こうとするような書を避ける目は養えると思う。

ラベリングは便利ではある。だがそれは歴史理解への窓口を与えてくれるにすぎない。ラベリングをこえて史実に向きあおうとする姿勢が、より深い歴史学びを可能にしてくれると私は信じている。